

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る手続の実施状況
及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地
において実施されるものに限る。

平成30年6月29日	事業者から配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
7月10日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見無し）
9月10日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
9月下旬 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
10月上旬 (予定)	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

